

基本原則			遵守原則		重点事項		実施項目		取組状況
1	自律性の確保	会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	1－1	会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	1－1	会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等（以下「中期計画等」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	①	中期計画等の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	2025年度以降の未来構想を策定し、青山学院創立150周年を迎えた2024年11月に公表した。恒久的に変わらないミッションの下、数十年後の青山学院の未来像である超長期ヴィジョン「AOYAMA MIRAI VISION」を策定し、これに基づく中長期計画を策定した。 これを統括する機関として、未来構想委員会を設置し、その下で各設置学校等が素案策定を行うなど必要な体制とロードマップを整備し、法人内に周知している。
							②	中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等及び他の計画との関連性を明らかにする。	2025年度以降の青山学院未来構想を策定した。策定するための体制・ロードマップ等は学内で承認され、法人会議及びすべての教職員に周知している。 この過程の中で、現在のAOYAMA VISIONを検証し、新たな中長期計画との関連性を明らかにした。
							③	中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	現行の中長期計画において、教学については主に各設置学校において、人事、施設及び財務については主に法人本部の各所管部署において策定を行っている。次期以降の中長期計画においても同様に進める。
							④	中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。	本法人において政策を策定、管理する理事長、院長、常務理事、学長、総局長等は、寄附行為、寄附行為細則、その他の諸規則の定めるところに基づき、資格や適性がはかられて選任されている。 また、年数回、外部講師による役員研修を実施している。
							⑤	中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。	現行の中長期計画においては、これを取り扱う事業計画統括委員会にて確認の上、評議員会及び理事会の承認を得ている。 また、2025年度以降の青山学院未来構想（中長期計画にあたる長期目標・中期計画を含む）においては、策定及び実行体制の中に「評価委員会」を置き、未来構想について策定段階の事前評価、実行中の評価、実行期間終了時の評価を行い、その適法性や倫理性、顕在的・潜在的リスクについて識別、評価する体制を整えた。
							⑥	中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	資金収支試算表の決算値ベースの更新は隔年で実施することとしており、2033年度まで向こう10年間分の収支見通しの更新を完了しているが、新たな事案が発生した場合などは、それに係る部分を随時更新することとしている。 また、2025年度以降の青山学院未来構想（中長期計画にあたる長期目標・中期計画を含む）においては、長期目標・中期計画に基づき策定する事業計画に、その実行に資するための予算を紐づけている。事業計画の策定及び進捗管理において、その収支計画を明示している。
							⑦	中期計画等において、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。	2025年度以降の青山学院未来構想（中長期計画にあたる長期目標・中期計画を含む）においては、中長期計画を管理するシートに具体的なアクションプランを明示している。
							⑧	中期計画等に係る策定管理者（政策管理者）と執行管理者を明確にする。	未来構想委員会の設置を定める規則において、理事長を策定管理者とし、各設置学校長、各事務部署長を執行管理者とする旨規定している。
							⑨	中期計画等の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、評議員会等の意見を聴取したうえで、会議体等の合議により行う。	中長期計画は、常務委員会、常務理事会、評議員会及び理事会で合議の上、決定している。
							⑩	中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行う。	毎年度の進捗管理においては、定量的な指標が可能なものはこれを明記し、可能ではないものについては定性的な指標を必ず明記するようにしている。また、複数年度の進捗状況をまとめたものを作成し、中長期計画の進捗状況として共有している。 複数年度における指標や基準の明確化、具体化については、2025年度以降の青山学院未来構想（中長期計画にあたる長期目標・中期計画を含む）において、長期目標・中期計画・事業計画（複数年）それぞれに「指標・評価基準」を設けており、この体制で進捗管理を実行する予定である。
							⑪	中期計画等の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	現行の中長期計画については、事業計画統括委員会にて審議したのち、イントラネットに掲載し、全教職員で共有している。次期中長期計画においても同様に行う。

基本原則			遵守原則		重点事項		実施項目		取組状況
1	自律性の確保	会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	1－1	会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	1－1	会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等（以下「中期計画等」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	⑫	外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。	「学校法人青山学院寄附行為細則」において、中長期計画について、期間中に適宜見直しを行うこと及び変更の際は策定時と同じ手続で承認を得ることを規定している。加えて、次期の中長期計画では、未来構想委員会の設置について定める規則において、同委員会が計画変更等を管理する旨規定している。
							⑬	中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。	進捗状況については、中長期計画に基づく事業計画の進捗として公表している。現行の中長期計画の実施結果については、2024年度の終了後に公表時期を迎えるので、その準備を進めている。
2	公共性の確保	会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	2－1	会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	2－1	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	①	学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画（以下「事業計画」という）、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	事業計画の策定時に作成する事業計画シートにおいて達成目標と評価の記載項目を設けている。このシートは、イントラネットにて法人内に公開している。
							②	達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	事業計画については、WEBサイトで事業計画書を公表し、法人内においては、加えてイントラネットで事業計画シートを公開している。
							③	学校法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。	法人全体については、理事長名の発信による「予算編成方針」で、経営資源（カネ）の配分方法についての基本方針を示すとともに、設置学校ごとの収支に基づく予算枠の達成を軸とした予算編成方法の採用により、経営資源の配分が著しく非効率的なものとならない制度設計としている。また、中長期計画のための一定の予算枠を法人としても確保し、各設置学校の計画に対応できるようにしている。大学においては、この予算編成方針を受けて大学としての方針を決定し、また大学の中長期計画に基づく事業計画により、重点的に取り組む事項に経営資源を配分するようにしている。
							④	「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	大学においては、全学自己点検・評価委員会が、各学部、研究科に対して方針とカリキュラムの整合性を確認するように依頼し、その結果をチェックしている。方針の実質化については、各学部、研究科において実施している。
							⑤	「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	④と同様に行われている。なお、大学全体に係る方針については、AP策定機構がチェックしている。
							⑥	自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	大学の教育研究組織の再編に伴い、2024年4月より教学マネジメント推進センター内にIR推進室を配置し、時限的なプロジェクトから体制を強化した。FACT BOOKの公表や卒業生へのアンケートの継続的な実施・集計分析、学習成果の可視化の取り組みを行い、教育活動の改善のために活用している。
							⑦	リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。	2022年度にリカレント教育を所管する社会連携推進機構と機構を所管する庶務部社会連携課を設置した。2023年度に機構が活動を展開していく中でリカレント教育に関する規則を整備し、それ以降、新たな方針・計画を立案している。
							⑧	留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針、受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	日本人学生とともに学ぶ機会の創出について、一部の日本語習得科目を除き、原則、私費留学生、交換留学生とも日本人学生と同一クラスで受講することとしており、ともに学ぶ機会を提供している。また、交換留学生向けの日本語教育プログラムを見直し、日本語未修者・初学者向けの英語による日本語クラス（正課外）を新たに開設した。さらに、「日本の社会と文化」の英語開講科目を増やし、受入交換留学生向けの教育環境を整備した。
			2－2	会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	2－2	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	①	社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	WEBサイトにて「大学の社会連携・社会貢献に関する方針」として公開している。
							②	社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。	2022年度に社会連携推進機構の整備及び庶務部社会連携課を設置し、2024年度には事務組織を社会連携部に改組した。これらが社会・地域貢献を所管することにより、これまでボランティアセンターや各学部・研究科を中心に行われてきた様々な地域連携プログラムとあわせて大学と社会・地域との連携強化を図っている。
							③	組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	2022年度にボランティアセンターを発展させるかたちでシビックエンゲージメントセンターが設置され、ボランティアのみならず、サービスマーケティングや教員個々の活動支援も含んだ組織的な活動の展開を推進している。

基本原則			遵守原則		重点事項		実施項目		取組状況
2	公共性の確保	会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	2－2	会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	2－2	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	④	公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	青山アカデメイア、公開講座を実施している。
							⑤	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。	全学自己点検・評価委員会で「社会連携・社会貢献」の基準に関する各部局の取組の情報を、チェックリストで収集し、かつ「特長のある取組」として、委員会で周知している。
							⑥	自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。	自治体、企業等との間で連携協定を結び、一部自治体、企業には、具体的な連携活動に加え、教育等に関する外部評価を担当いただくなど、信頼関係の醸成を実現している。こういった自治体、企業との連携をさらに広げる予定である。
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3－1	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	3－1	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	①	『監事監査ガイドラインー（私大連 監事会議）』を参考に、監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。	「学校法人青山学院監事監査規則」（2006年制定）の規定に基づいて、毎年、監査計画の策定及び監査報告書の作成を行っている。
							②	監事が作成する監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	監事は監査計画を作成し、これに基づいて監査を実施し、調書を作成の上、年度末に監査報告書を作成し、理事会・評議員会に報告をすることによって、実効性を高めている。
							③	常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	本法人では2004年から常任監事1名を置いており、寄附行為においてもその旨を規定している。監事監査の支援体制としては、監査室及び総務部法務課による支援に加え、常勤監事の判断により監事支援室を設置できるようにしている。
							④	監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	寄附行為の規定に基づく理事会及び評議員会への出席に加え、監事監査規則において、監事は、常務理事会、常務委員会その他必要と判断した会議に出席し、意見を述べることを規定し、その職務を執行できるようにしている。
							⑤	監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。	常任監事は、理事会、評議員会、常務理事会、常務委員会に加え、これらの会議より詳細な資料と説明が提供される経営執行会議や予算ミーティング等にも出席し、十分な情報提供を受けている。さらに財務、経営、学務その他の監事が要求した資料、データ等は全て提供されている。
							⑥	監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。	監事監査規則に監事会に係る規定を設け、月1回以上開催している。
							⑦	会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う。	会計監査人（監査法人）の選任について、法人会議への付議に先立って監事に意見を聞いている。
							⑧	監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。	「学校法人青山学院監事監査規則」及び「学校法人青山学院内部監査規則」における監事、独立監査人（会計監査人）、監査室の連携についての定めにより、従前より監事と会計監査人、監事と監査室が協議する場が設けられている。さらに2021年度からは、監事、会計監査人、監査室の三者による協議を実施しており、意見や情報の交換を行なうなど相互の連携、協力を図っている。
							⑨	監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	監事は、毎年、文部科学省の監事研修会、私大連の監事会議に出席している。
							⑩	監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって、監事を選任する。	本法人の監事として適任者を選任できるよう理事会が「監事選任基準」を策定（2012年策定）しており、寄附行為の定めに加え、同基準に基づいて人選を行い、評議員会及び理事会の承認を得て、選任している。
							⑪	監事監査の継続性を担保し、かつ監事の独立性を確保すべく、監事の選任時期及び任期について留意する。	現任の監事2名の任期（4年）について、選任時期（年及び月）が異なるようにしている。

基本原則			遵守原則		重点事項		実施項目		取組状況
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-2	会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事及び評議員、学長（総長を含む）（以下、「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	3-2	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	①	法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底する。	法令等の遵守は、「学校法人青山学院寄附行為」、「学校法人青山学院就業規則」、諸規則で定め、これにより担保している。事業活動等に関連した重要法令は、総務部法務課より役員、設置学校、関係部署に周知している。
							②	役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明化を図る。	学校法人の運営に関する情報として、本法人のWEBサイトにおいて、役員の選解任に係る規定並びに役員の報酬額及び決定方法について規定している「学校法人青山学院寄附行為」並びに「青山学院役員報酬、役員退任慰労金等に関する規則」を開示している。
							③	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。	独立監査人による監査の結果及び監査室による内部監査の概要については、年1回、定期的に理事会に報告している。また、法務を担当する常務理事から理事会及び監事に対して定期的に報告できる体制を整えている。
							④	学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	「学校法人青山学院危機管理規則」を定め、同規則に基づく危機管理対策会議を設置している。危機管理対策会議は、定期的開催し、想定される危機について議論を行うとともに、危機的な事態が発生したときは、危機管理規則に規定する危機レベルに応じて対応を決定している。また、必要に応じて、危機管理担当常務理事から、理事会に対して情報提供している。
							⑤	理事等が、事業内容ごとに情報を管理保存する体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。	「学校法人青山学院危機管理規則」に基づき、危機管理を担当する常務理事がリスクの認識や損害の大きさについて適正な評価を行い、危機管理レベルの決定に反映させている。
							⑥	不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。	「学校法人青山学院職制規則」、「学校法人青山学院事務分掌規則」を定めて、職務、分掌事務等について規定し、各担当者がその権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していくため、「学校法人青山学院専任事務職員（総合職）職位・役職制度に関する規則」を定めている。
							⑦	職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	⑥に同じ
							⑧	内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等（以下、内部監査室等）を設置するなど、内部チェック機能を高める。	理事長の下に監査室を設置（2002年設置）し、内部チェック機能の充実を図っている。
							⑨	内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。	「学校法人青山学院内部監査規則」に基づいて同規則の実施細則を制定し、これらの規程により内部監査を実施している。
							⑩	相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	「学校法人青山学院監事監査規則」及び「学校法人青山学院内部監査規則」に監事監査、独立監査人監査（会計監査人監査）、内部監査の連携に係る規定を設けている。さらに2021年度からは、監事、会計監査人、監査室の三者による協議の場を新たに設定し、意見や情報の交換を行うなど相互の連携、協力を図りながら、それぞれの役割、視点、立ち位置から監査を実施する体制を構築している。
							⑪	学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	理事者（理事長及び財務担当の常務理事）と会計監査人のディスカッションが毎年必ず設定されているほか、会計監査人より理事者及び監事への監査結果の報告が対面で行われている。

基本原則			遵守原則		重点事項		実施項目		取組状況	
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3－2	会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事及び評議員、学長（総長を含む）（以下、「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	3－2	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	⑫	理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	常務理事及び監事のうち各1名は、法務に関する知識を有する者を選任するよう努めている。また、事務局に法務課を置き、同課に嘱託弁護士が常駐して法律相談に対応できる体制を整えているほか、学校の事情に詳しい弁護士と顧問契約を結んでいる。	
							⑬	教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、（内閣府告示第 118 号「公益通報者保護法第 11 条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和 3 年 8 月 20 日）等を参考にして）、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	「学校法人青山学院公益通報に関する規則」を制定して内部通報に係る手続、調査等について定め、総務部法務課を内部通報窓口としたほか、弁護士と契約を結んで外部通報窓口を設置している。	
							⑭	個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	「学校法人青山学院個人情報保護に関する規則」を定め、同規則に基づき「学校法人青山学院 個人情報保護基本方針」を策定している。また、「学校法人青山学院個人情報保護に関する規則施行細則」、「学校法人青山学院個人情報保護委員会規則」及び「学校法人青山学院個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則」を定め、個人情報保護に関する体制を整備し、機能させている。	
							①	いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。	財務情報については「学校法人青山学院財務諸表等の閲覧に関する規則」を制定し、具体的な閲覧手続等を定めている。その他の公開すべき情報公開については、「学校法人青山学院寄附行為」、諸規則において個別に定めている。	
							②	公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。	法令改正その他情報公開に係る公文書を受信したときは、速やかに役員や関係部署に周知し、これを受けて、各部署にて適時に情報公開している。	
							③	法令に定められた財務書類等を適切に公開する。	計算書類等（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、収益事業部会計決算書、監事監査報告書、独立監査人の監査報告書）、事業計画書・事業報告書をWEBサイトで公開している。さらに収支予算書、収支補正予算書もWEBサイトで公開している。	
							④	中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。	中長期計画、事業計画に沿った事業報告書を毎年作成し、WEBサイトで公開している。	
							⑤	認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。	大学基準協会による大学評価（機関別認証評価）及び専門職大学院各研究科の分野別認証評価の結果をWEBサイトで公開している。	
							⑥	学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。	出資割合が1/2以上の子会社に関する情報は、計算書類中の貸借対照表の注記に含まれており、WEBサイトで公開している。	
							⑦	内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により公表する。	「学校法人青山学院・青山学院大学ガバナンス・コード」の点検結果（取組状況）をウェブサイトに公表している。	
				⑧	公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	公開情報については、公開の際に問合せ先の所管部署を明示しており、意見等があった際には、当該部署において、反映の可否を含め、内容に応じて会議体への付議を検討することとしている。				

基本原則			遵守原則		重点事項		実施項目		取組状況
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3－3	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	3－3－2	会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	①	公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	財務書類については、毎年最新のものを、原則として理事会承認の翌月1日にWEBサイトに掲載し、10年分を公開している。 役員情報については、役員の選任が決定する都度、WEBサイトにおいて速やかに情報公開している。 事業計画書・事業報告書については、一定の様式を維持しつつ必要に応じて改善し、事業計画書については4月、事業報告書については6月に公開している。
							②	公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。	財務書類、役員情報、事業計画書・事業報告書については、アクセスしやすく、使いやすいことに留意してWEBサイトに掲載している。
							③	情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	WEBサイトで公開している情報は、事業報告書の「財務の概要」については、グラフや図表だけでなく、吹き出しによる説明の多用、役員情報については、文部科学省から提示された事業報告書の記載例を参考に、理解容易性、明瞭性に努めた形式、内容、事業計画書・事業報告書については、理解容易性、明瞭性に鑑みて、文章を補完するグラフ・表などの活用により、理解しやすいものとしている。
							④	とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。	WEBサイトで公開している各年度の「決算の概要」において、事業活動収支の均衡状況などを説明しており、同じくWEBサイトで公開している事業報告書の「財務の概要」において、資産と負債の状況を説明し、「貸借対照表」のページの吹き出しで資金の積立状況の内訳も表示し説明している。
							⑤	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。	資本的な関係のある傘下法人に問題が生じ本法人に重要な影響を及ぼす場合は、その情報の公表について必要性及び方法を理事者が判断する。公表が必要であると判断した場合には、当該傘下法人の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。
							⑥	中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	毎年、評議員会にて事業報告書の共有を行っている。2019年度からは、事業報告書に「経営上の成果と課題」を掲載している。
							⑦	大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	事業計画書・事業報告書については、語句・用語の統一や説明付与に努め、一般的ではない用語等がある場合は、補足を付している。また、事業報告書内に「学校法人会計について」を掲載し、学校法人の会計的な特徴や計算書類の内容について説明している。
4	継続性の確保	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	4－1	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	4－1	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	①	政策を策定、管理する責任者（理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化する。	「学校法人青山学院寄附行為細則」、「学校法人青山学院職制規則」に役職者の職務等について規定し、また特定事項に係る職務権限については当該特定事項について定める規則において規定している。
							②	政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。	役員については「学校法人青山学院寄附行為」、「学校法人青山学院寄附行為細則」に、学長等の設置学校の役職については、寄附行為細則を上位規程とする個別の諸規則に詳細を定め、明確化している。
							③	政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。	①に同じ
							④	理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。	監事については、会計士と弁護士から選任しており、各ガバナンス機関は、相互に独立して業務を行える仕組みをつくっている。また、評議員会の議長は、理事を兼ねていない外部評議員から選任するように努めている
							⑤	理事、理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。	理事、理事会及び監事は独立して発言する機会が与えられており情報は常に共有出来るような仕組みとなっており、書類及び情報の漏れが無いような回付手続がつけられている。

基本原則			遵守原則		重点事項		実施項目		取組状況
4	継続性の確保	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	4－1	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	4－1	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	⑥	教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。	主として教学に係る事項を取り扱う常務委員会と主として経営に係る事項を取り扱う常務理事会について、「学校法人青山学院常務委員会規則」及び「学校法人青山学院常務理事会規則」において各会議体の審議事項、協議事項を定めることにより明確化している。
							⑦	政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	事業計画の策定、進捗報告、最終報告の際に作成する「事業計画シート」については、データで収集し、責任者が正確かつ迅速に状況を把握できる仕組みを持っており、イントラネットで公表・共有している。また、それらのデータを活用し、法人及び法人が設置する学校の執行部が構成員となっている事業計画統括委員会を年6回開催し、状況を共有している。
							⑧	経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	事業報告書を毎年WEBサイトにて公開、またイントラネットにて公開を周知し、研修会等を実施することで補完している。
							⑨	理事会及び常務理事会、評議員会等の議決事項を明確化する。	理事会については「学校法人青山学院付議及び稟議に関する規則」にて、常務理事会及び常務委員会については「学校法人青山学院常務理事会規則」と「学校法人青山学院常務委員会規則」にて、評議員会については「学校法人青山学院寄附行為」にて規定している。
							⑩	理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	2020年5月より理事会、評議員会、常務理事会及び常務委員会の議題・資料を構成員に事前送付し、内容を確認できるようにしている。
							⑪	理事、評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。	現在、理事については17名以上19名以下を、評議員については47名以上49名以下を定員としており、他校と比べて、適正と考える。
							⑫	学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等の選任時に当該学校法人の役員もしくは教職員でない者（以下、「外部人材」という）を積極的に登用（理事、評議員については複数名）する。	寄附行為及び寄附行為細則において、理事については定数の最大50%超、評議員については、定数の最大50%前後を外部から選任できるように規定している。現時点では、理事は17名中9名が、評議員は47名中22名が選任時に過去においても本法人の役員又は職員でなかった者となっている。
							⑬	ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	寄附行為に定めているとおり、理事および評議員については学内の役職者、選挙で選出された教職員、校友、学識経験者など、複数の選出グループを設けることで幅広い人選となっており、意思決定レベルである法人役員の多様性を高めることで、ダイバーシティの推進につながる体制を整備している。
							⑭	外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	年に数回不定期に理事会終了後の役員懇談を実施し、付議を予定する重要事項の事前説明、学校の現状や事業の取組状況に関する報告等の場にとともに、意見交換を行っている。
							⑮	理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	年に1回定期的に評議員懇談会を開催し、理事、評議員及び監事を対象に講演を行うことで、研修機会を提供している。
4	継続性の確保	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	4－2	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	4－2－1	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	①	「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	寄附金に対する概念、募金体制ともに「受ける」から「募る」への転換はなされており、フレームワークでは青山学院万代基金を掲げ、寄附金管理システムの構築及びデータベースの活用など、募金事業推進体制の整備は既に整っている。設置学校の保護者、協力企業等及び校友39万人に対する寄附金募集に向けた実行プランを実施している。
							②	理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	寄附事業を担っている学院連携本部は組織上、理事長直属の部署であり、その業務は募金活動の企画、立案及び実施であり、理事長をはじめとする法人執行部の募金に対する認識度は非常に高い。法人執行部と毎週、募金戦略会議を行い、寄附状況報告、寄附拡大戦略提案、施策決定により、スピーディーに施策を実行している。また更なる寄附文化の醸成を図り、教職員の寄附意識を深化させるための方策も実行している。

基本原則			遵守原則		重点事項		実施項目		取組状況
4	継続性の確保	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	4－2	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	4－2－1	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	③	「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	2024年、学院創立150周年で発表した学院の超長期ヴィジョン「AOYAMA MIRAI VISION」の中の財政基盤において、引き続き、万代基金1000億円構想の目標を掲げ、エンダウメントの重要性を内外に宣伝した。またスポーツ寄付の振興、教育研究寄付の振興も各現場に募金の重要性を認識させて当事者として協力してもらい推進している。
							④	補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。	補助金課という補助金に特化した部署を設置しており、文部科学省等の予算に反映される答申や施策について絶えず注視し、説明会等にも積極的に参加して情報を収集しており、また、入手した情報を、学内の関連部署等に適時に共有している。 さらに、大学においては、URAが情報収集し、大学研究推進部WEBサイトで定期的に情報提供を行っている。
							⑤	補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	補助金課という部署を設置しており、部署の中での分担を「経常費補助金系」と「施設設備系」とした上で、両者が情報共有することにより、安定的かつ継続的な補助金獲得のために、申請要件の整備等に向けて、関連部署への助言やサポートを効率的に実施できる体制となっている。 また、大学においては、補助金については庶務部経理課が、研究外部資金については研究推進部が担当しており、さらに、大学執行部を中心に関連部署が外部資金獲得のために計画を立案し、円滑に進めるための体制を整備している。
							⑥	社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	2022年度に大学内に社会連携推進機構及び社会連携課を設置し、社会・地域連携、産学官民連携・大学間連携や高大連携を推進する体制を構築した。2024年度に教育研究組織として社会連携センターを設置し、事務組織として社会連携部に改組をし、さらに体制を強化した。
							⑦	リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	「学校法人青山学院資金運用規則（2013年9月26日理事会承認、2019年3月28日改正）」に基づいて、自家運用および外部委託運用を実施している。同規則では、資金運用に係る責任体制、資金運用方法等が定められているほか、別途「資金運用に係る運用の基本方針」、各種基準（「実務委員会に関する取扱基準」、「自家運用の取扱基準」、「売却・時価評価及び評価換え等の基準」）も含めて、規則等が体系的に整備されている。 資金運用委員会は、規則に基づいて年1回以上開催されており、資金運用状況の報告や果実の配分利率の決定に加え、外部委託運用における委託機関の決定・変更・解約等を決議している。 運用の基本方針、政策資産配分の決定、また、運用委託機関の選定・評価等に際して、専門的知識に基づく分析や助言を得る目的で、外部機関（運用コンサルタント）と契約している。
					4－2－2	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	①	危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。	「学校法人青山学院危機管理基本計画（2016年3月28日危機管理対策会議承認）」に基づき、各設置学校にて危機の種別ごとの事前対策を定めている。また、「学校法人青山学院危機管理規則」に基づき年1回以上開催している危機管理対策会議では、学校法人を取り巻く危機の中から、年度毎にテーマを決めて対応方法や事前対策について検討している。
							②	管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。	「学校法人青山学院危機管理規則」に基づき、危機管理担当常務を中心に事案に対する対応を審議し、公表や再発防止策等について決定することとしている。
							③	危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修等を実施する。	震災時の対応としては「学校法人青山学院地震発生時対応マニュアル（2013年10月）」が作成されており、教職員ポータルにも掲載されている。また、大学の各教室に「安全確認シート」を掲示し、震災時に対応する教員に向けて学生の避難誘導手順を示している。これらのマニュアル等に基づいた教職員を対象とした防災訓練も年1回実施している。広報業務に係るマニュアルについては、所管部署にて作成し危機発生時に備えている。

基本原則			遵守原則		重点事項		実施項目		取組状況
4	継続性の確保	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	4－2	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	4－2－2	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	④	危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。	「学校法人青山学院危機管理基本計画（2016年3月28日危機管理対策会議承認）」に基づき、危機の種別ごとの発生時対策及び事後対策を定めている。本基本計画により想定される危機への対応の概要については全て定められているが、具体的なマニュアルについては大地震等発生する可能性の高い危機に限り作成している。
							⑤	情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	「学校法人青山学院情報セキュリティに関する規則」を定め、これに基づいて、情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定している。
							⑥	情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	体制の適切性については、定期的な検証は実施していないものの、情報セキュリティインシデント発生時において不十分な状況が判明した場合は、それを契機に改善し広く体制周知・注意喚起を実施している。運用状況については、「学校法人青山学院情報セキュリティに関する規則施行細則」において、各事務部署に対して、格納している情報資産について管理台帳との照合を年1回以上実施するよう定めることで検証している。
							⑦	ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	ハラスメント防止ガイドラインを全学教職員・学生に配付し、事業主の方針の明確化及びその周知・啓発を行っている。また、相談に応じて適切に対応するために必要な体制を整備し、場合に応じて調査機関を設置している。専任教職員に対しては、年に1度以上の各設置学校におけるハラスメント防止研修を義務付けている。